

療育手帳のしおり



令和6年4月作成
田川市高齢障がい課

も く じ

療育手帳について	1
障害年金・手当について	2
保険制度について	5
税金の減免について	6
その他の割引・助成等について	8~11
自立支援給付（障害福祉サービス）	12、13
関係機関・団体等	14

療育手帳と福祉サービス等一覧表

制度	ページ	手帳の区分			
		A1	A2、A3	B1	B2
		最重度	重度	中度	軽度
障害基礎年金	2	○	○	△	△
特別児童扶養手当	3	○	○	○	
障害児福祉手当	3	○	△		
特別障害者手当	4	△	△		
心身障害者扶養共済制度	4	○	○	○	○
重度障害者医療制度	5	○	○		
所得税の控除	6	○	○	○	○
住民税の控除	6	○	○	○	○
相続税の控除	6	○	○	○	○
贈与税の非課税	6	○	○		
自動車及び自動車取得税の減免	7	○	○	○	
預貯金等の利子非課税	7	○	○	○	○
交通運賃の割引	8	○	○	○	○
タクシー運賃の割引	8	○	○	○	○
福祉タクシー料金利用助成	9	△	△		
有料道路の割引	10	○	○		
NHK 放送受信料の割引	11	△	△	△	△
駐車禁止の規制の適応除外	11	○	○		
県営住宅の単身申し込み	11	○	○	○	○
障害福祉サービス等	12	△	△	△	△

○・・・おおむね利用できます。(所得制限や自己負担がある場合があります)

△・・・条件に合えば利用できます。

※年金、手当には各規定があり、支給要件が異なります。詳しくはお問合せください。

□ 療育手帳について

《 内 容 》 知的障害者（児）に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするための手帳です。手帳には障害の程度によってA1からB2までの等級があり、それぞれ受けられるサービスは違います。

《申請方法》

申請者（対象者）が18歳以上と18歳未満では判定の申請窓口と方法が異なります。療育手帳の交付申請については、市役所高齢障がい課での手続きが必要です。

18歳未満	申請窓口 判定機関	田川児童相談所 TEL 0947-42-0499 FAX 0947-42-0439
18歳以上	申請窓口	田川市役所 高齢障がい課障がい者支援係（1階⑮番窓口） TEL 0947-85-7130 FAX 0947-42-2000
	判定機関	福岡県障がい者更生相談所 TEL 092-586-1055 FAX 092-586-1065

□ 手帳を受けられた方へ

次の場合は市役所高齢障がい課で手続きが必要です。

- ①田川市内へ転入したとき。
- ②住所・氏名が変わったとき。
- ③手帳をなくしたとき。
- ④手帳が使用できない状態になったとき。
- ⑤18歳以上で再判定時期が到来したとき。
- ⑥死亡等により手帳が不要になったとき。

※田川市外へ転出する場合は転出先市町村で手続きが必要です。

《問い合わせ先》

田川市役所 高齢障がい課 障がい者支援係 （1階⑮番窓口）
TEL 0947-85-7130 FAX 0947-42-2000

□ 障害年金・手当について

①障害基礎年金

《内 容》国民年金加入中などに、病気やケガで障害等級に該当する障害の状態になったときに受けられる年金です。

- 《支給要件》①国民年金の加入中に初診日がある。
②以前に国民年金被保険者だった人で、日本に住所があり60歳以上65歳未満の期間に初診日がある。
③20歳前に初診日がある。

※初診日とは、障害の原因となった病気やケガで初めて医師の診断を受けた日のこと。

障害基礎年金の年金額（年額）	令和6年4月改定
1級	1,020,000円
2級	816,000円

※障害者手帳の等級とは異なります。

※厚生年金加入期間中に初診日のある病気やケガで障害の状態になったときは、直方年金事務所へ相談ください。

手帳の有無に関わらず、年金の申請に関しては個々により要件があります。詳しくは下記にお問い合わせください。

《問い合わせ先》

障害基礎年金に関すること	田川市役所 市民課 市民年金係 TEL 0947-85-7136 FAX 0947-47-1324
障害厚生年金に関すること	直方年金事務所 0949-22-0891

※初診日が厚生年金期間や第3号被保険者期間（被扶養の状態）の人は年金事務所に請求し、共済組合期間中にある場合は共済組合へ障害共済年金の請求を行ってください。

②特別児童扶養手当

《内 容》 知的障害の状態にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給するものです。

《支給要件》 知的障害の状態にある児童を監護している父か母又は父母に代わって、その児童を養育している人

手当の金額（一人につき月額）	令和6年4月改定
重度障害児の場合	55,350円
中度障害児の場合	36,860円

※請求者及びその扶養義務者等の所得の状況により制限されることがあります。

《問い合わせ先》

田川市役所 子育て支援課 子ども未来係 （1階⑩番窓口）
TEL 0947-85-7132

③障害児福祉手当

《内 容》 重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減を目的として手当を支給します。

《支給要件》 ①精神または身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある20歳未満の在宅の障害児
②障害を支給事由とする年金を受けていない人

支給額（月額）	令和6年4月改定
	15,690円

《所得制限》 受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

《問い合わせ先》

田川市役所 高齢障がい課 障がい者支援係 （1階⑮番窓口）
TEL 0947-85-7130 FAX 0947-42-2000

④特別障害者手当

《内 容》精神または身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して、手当を支給します。

《支給要件》①精神または身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の人
②施設入所していない人
③継続して3か月を超えて入院していない人

令和6年4月改定

支給額（月額）	28,840円
---------	---------

《所得制限》受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

⑤心身障害者扶養共済制度

《内 容》心身障害者を扶養する保護者が生存中一定の掛金を毎月納め、その保護者の死亡後障害者に終身年金を支払う制度です。

《対 象 者》①心身障害者を扶養している保護者
（父母・配偶者・兄弟姉妹・祖父母・その他の親族など）
②65歳未満の生命保険に加入できる健康な人

《掛 金》加入者（心身障害者の保護者）の加入年齢に応じて掛け金が異なります。
2口まで加入できます。

1口 9,300円～23,300円 / 月額

《問い合わせ先》

田川市役所 高齢障がい課 障がい者支援係 （1階⑮番窓口）

TEL 0947-85-7130 FAX 0947-42-2000

□ 保険制度について

① 重度障害者医療制度

《内 容》 重度障害者の健康を保持増進するため、自己負担額を超える医療費負担を助成する制度です。

※本人、配偶者及び扶養義務者に一定以上の所得がある場合には障害者医療に該当しません。

《対象者》 ①IQ35 以下（療育手帳 A 1、A 2）

②重複障害者（身体障害者手帳 1～3 級かつ IQ 36～50 以下）

〈チェックに使ってください。〉

申請に必要なもの	チェック欄
療育手帳	
健康保険証	

《問い合わせ先》

田川市役所 市民課 保険係 （1 階⑪～⑬番窓口）

TEL 0947-85-7140 FAX 0947-47-1324

② 後期高齢者医療制度

《内 容》 75 歳以上の人と 65 歳以上 75 歳未満で一定の障害について広域連合の認定を受けた人が加入する医療制度です。

《対象者》 療育手帳の A 判定

〈チェックに使ってください。〉

申請に必要なもの	チェック欄
療育手帳	
健康保険証	

《問い合わせ先》

田川市役所 市民課 保険係 （1 階⑩番窓口）

TEL 0947-85-7139 FAX 0947-47-1324

□ 税金の控除等について

①所得税

本人、配偶者または扶養親族が障害者である場合、所得金額から次のとおり控除されます。

- ◎障害者控除（療育手帳の B 判定） 27万円
- ◎特別障害者控除（療育手帳の A 判定） 40万円

《問い合わせ先》

田川税務署

TEL 0947-44-0430

②住民税

本人、配偶者または扶養親族が障害者である場合、所得金額から次のとおり控除されます。

- ◎前年の所得が125万円以下の身体障害者 非課税
- ◎障害者控除（療育手帳の B 判定） 26万円
- ◎特別障害者控除（療育手帳の A 判定） 30万円

《問い合わせ先》

田川市役所 税務課 市民税保険税係

TEL 0947-85-7110 FAX 0947-46-0124

③相続税

障害者が相続により財産を取得した場合、その人が85歳になるまでの年数に10万円（特別障害者は20万円）を乗じた金額が相続税から控除されます。

④贈与税の非課税

特別障害者に対する贈与で一定条件の下に信託銀行等に信託する場合、6,000万円まで非課税となります。

《③～⑤についての問い合わせ先》

田川税務署

TEL 0947-44-0430

⑤自動車税の減免

《内 容》 障害者本人または同一生計者・常時介護者が運転し、専ら障害者の用に供する自動車（一人1台）について、減免されます。

《対象者》 療育手帳 B1 以上の人

《軽自動車税についての問い合わせ先》

田川市役所 税務課 市民税保険税係
TEL 0947-85-7110
FAX 0947-46-0124

《普通自動車税についての問い合わせ先》

田川県税事務所
TEL 0947-42-9302
FAX 0947-42-9301

⑥預貯金等の利子非課税制度「マル優制度」

郵便貯金・預貯金等、公債の利子に課せられる税が非課税となります。
それぞれ、元本または額面350万円以内の額が対象となります。

《問い合わせ先》

預貯金先の郵便局・金融機関等

⑦心身扶養共済制度掛金の控除

条例により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度の掛金が所得金額から控除されます。

《問い合わせ先》

田川税務署 TEL 0947-44-0430

□ その他の割引・助成等について

交通運賃の割引

《 内 容 》療育手帳の提示によって、割引を受けることができます。

①JRの運賃割引

普通乗車券の場合

区分	利用形態	割引率
A 判定	単独で100キロを超える区間を利用する場合	5割引
	介護者と共に利用する場合 (距離制限なし)	本人・介護者とも5割引
B 判定	単独で100キロを超える区間を利用する場合	本人のみ5割引

※本人が12歳未満の場合は介助者のみ5割引

②西鉄バス・電車

普通乗車券の場合

区分	割引率
A 判定	本人・介護者とも5割引
B 判定	本人のみ5割引

③平成筑豊鉄道

普通乗車券の場合

区分	割引率
A 判定	本人・介護者とも5割引
B 判定	本人のみ5割引

※乗車券の種類により内容が異なります。詳細については乗車券購入前に各会社へ問い合わせください。

④タクシー運賃の割引

運賃が10パーセント割引となります。

(支払額の10円未満は端数切捨てとなります。)

その他、航空運賃や船舶運賃の割引があります。割引率や内容は各会社によって異なりますので、ご利用前に必ず各会社へお問い合わせください。



⑤福祉タクシー料金利用助成

《内 容》在宅の重度障害者にタクシーまたは福祉輸送車両等の料金の一部を助成します。

《支給要件》①療育手帳 A 判定の人

②在宅の人（施設に入所している人には交付できません。）

③申請年度の4月1日時点において、市町村民税非課税世帯または均等割のみの課税世帯の人、または生活保護世帯の人

④自動車税・軽自動車税の減免を受けていない人

①～④の全ての要件に該当する人

《交付枚数》年間最大 36 枚（1 月あたり 3 枚）

※申請時期により交付枚数が異なります。

〈チェックに使ってください。〉

申請に必要なもの	チェック欄
療育手帳	

《問い合わせ先》

田川市役所 高齢障がい課 障がい者支援係 （1階⑮番窓口）

TEL 0947-85-7130 FAX 0947-42-2000

⑥有料道路の通行料金の割引

《内 容》 障害者本人が運転または本人以外の方が運転し、本人が乗車する場合、療育手帳の提示によって、通行料金が5割引となります。

※事前にオンライン（ETC を利用する人のみ）または市役所窓口にて割引手続きが必要です。

オンライン申請に必要な書類等詳しくはサイトにてご確認ください。

【オンライン申請受付サイト】



※自動車登録をする場合、登録できる自動車は1人につき1台です。

（一定の要件を満たせば、登録していない自動車も割引されることがあります。）

《対象範囲》 療育手帳 A 判定の人

〈チェックに使ってください。〉

	申請に必要なもの	チェック欄
①	療育手帳	
《自動車登録をする場合は②も必要です。》		
②	車検証または自動車検査証記録事項（注1）	
《ETC をご利用になる場合は③、④も必要です。》		
③	ETC カード（障害者本人名義のもの）	
④	ETC 車載器管理番号が確認できるもの	

（注1）電子車検証の場合、車検証閲覧アプリにて車検証情報を確認する必要があります。

※利用する ETC カードについて、未成年の方が割引を受ける場合は、親権者名義のカードも対象となります。

《問い合わせ先》

西日本高速道路株式会社 NEXCO 西日本お客様センター

TEL 0120-924-863（年中無休・24 時間対応） または

田川市役所 高齢障がい課 障がい者支援係 （1 階⑮番窓口）

TEL 0947-85-7130 FAX 0947-42-2000

⑦NHK 放送受信料の割引

《内 容》NHK の放送受信料の割引を受けることができます。

全額免除	療育手帳をお持ちの人がいる世帯で、世帯全員が市町村 民税非課税の人
半額免除	世帯主（※受信契約者）が療育手帳 A 判定の人

《問い合わせ先》

NHK 北九州放送局

TEL 093-591-5020 FAX 045-522-3044

※令和3年10月からNHKへ直接郵送による申請手続きが可能となりました。

《証明書発行窓口》

田川市役所 高齢障がい課 障がい者支援係 （1階⑮番窓口）

TEL 0947-85-7130 FAX 0947-42-2000

※生活保護世帯の人は生活支援課が窓口となります。

⑧携帯電話基本料金等の割引

《内 容》手帳の等級に関係なく、割引が受けられます。

ただし、契約内容により異なりますので、各店舗へ問い合わせください。

⑨駐車禁止の規制の適用除外

《内 容》駐車禁止規制除外標章を交付し、交通の妨げにならない限り、駐車禁止区域内での駐車を認めています。

- ・療育手帳の交付を受けている方のうち重度の障害（A判定）の方
（法定の駐車禁止場所・駐停車禁止場所等を除く）

《問い合わせ先》

田川警察署 交通課 TEL 0947-42-0110（代表）

⑩県営住宅の単身申し込み

《内 容》手帳の等級に関係なく、県営住宅への単身での申し込みが可能になります。

ただし、居住支援体制について関係機関からの証明が必要です。

《問い合わせ先》

福岡県住宅供給公社 筑豊管理事務所 TEL 0948-21-3232

□ 自立支援給付（障害福祉サービス）

《内 容》在宅で訪問を受けたり、施設に通所や入所して利用するサービスがあります。サービス給付の種類には、「介護給付」と「訓練等給付」の二種類があります。「介護給付サービス」については、「障害支援区分」の認定が必要です。

訪問系サービス・・・在宅で訪問を受けたり、通所などして利用するサービス

給付の種類	名称	内容
介護給付	居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの身体介護、食事準備や掃除などの家事援助を行います。
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出の移動の補助を行います。
	行動援護	知的障害者や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出の移動の補助などを行います。
	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報提供等移動に必要な援助を行います。
	短期入所	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人の中でも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的にを行います。

日中活動系サービス・・・施設等で昼間の活動を支援するサービスを行います。

給付の種類	名称	内容
介護給付	療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をを行います。
	生活介護	常に介護が必要な人に、施設での入浴や排泄、食事の介護や創作的な活動などを行います。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会を提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労継続支援	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。

障害児通所サービス

給付の種類	名称	内容	
障害児通所支援	児童発達支援	対象者	小学校入学前で集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる児童。
		支援内容	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	医療型児童発達支援	対象者	就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた児童。
		支援内容	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
	放課後等 デイサービス	対象者	保育所などの施設に通う児童であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童。
		支援内容	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	対象者	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。	
	支援内容	地域で共同生活を営む人に住居における相談、また、入浴や排泄などの日常生活の援助を行います。	

※障害児入所に関しては児童相談所にお問い合わせください。

居住系サービス 住まいの場としてのサービスを行います。

給付の種類	名称	内容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に住居における相談、また、入浴や排泄などの日常生活の援助を行います。

**障害福祉サービスの利用は、手帳の等級に関わらず、それぞれで利用できるサービス・量は違います。
事前に市役所で必ず相談してください。**

《問い合わせ先》

田川市役所 高齢障がい課 障がい者支援係 (1階⑮番窓口)
TEL 0947-85-7130 FAX 0947-42-2000

*** 関係機関・団体等 ***

名 称	〒	住 所	電 話	F A X
福岡県田川保健福祉事務所	825-8577	田川市大字伊田 3292-2	0947-42-9313	0947-46-6112
福岡県田川児童相談所	826-0041	田川市弓削田 188	0947-42-0499	0947-42-0439
福岡県福祉労働部障がい福祉課	812-8577	福岡市博多区東公園 7-7	(代表)092-651-1111 (直通)092-643-3262	092-643-3304
福岡県障がい者更生相談所	816-0804	春日市原町三丁目 1 番地の 7	092-586-1055	092-586-1065
福岡県福祉情報センター	816-0804	春日市原町三丁目 1 番地の 7	092-584-3330	092-584-3319

電話・面接・訪問など相談方法は問いません。

※費用もかかりません。

*** 相談支援センター ***

障害のある人やご家族などの心配ごとや悩みごと、どんなことでもお気軽にご相談ください。

名 称	住 所	開所時間
田川地区障がい者基幹 相談支援センター	田川市大字伊田 2735-13 (田川市総合福祉センター内)	月～金、 8 時 30 分～ 1 7 時 15 分 (祝日及び 12 月 29 日 ～1 月 3 日を除く)

《問い合わせ先》

TEL 0947-23-0400 FAX 0947-23-0425

Mail tagawa-kikan@gaea.ocn.ne.jp

※緊急性を伴う虐待対応については、24 時間 365 日対応
0947-23-0415 (虐待防止専用ダイヤル)

*** 各種問い合わせ先 ***

名 称	〒	住 所	電 話	F A X
田川税務署	825-0016	田川市新町 11-55	0947-44-0430	—
福岡県田川県税事務所	825-0002	田川市大字伊田 3292-2	0947-42-9302	0947-42-9301
田川市社会福祉協議会	825-0002	田川市大字伊田 2735-13	0947-44-5757	0947-44-5756
田川警察署	826-0032	田川市平松町 3-36	0947-42-0110	—
直方年金事務所	822-8555	直方市知古 1-8-1	0949-22-0890	0949-28-0549
西鉄バス	826-0041	田川市大字弓削田 233-3	0947-44-0248	—
田川伊田駅	825-0015	田川市伊田町 2621-1	0947-44-1129	—
田川後藤寺駅	826-0043	田川市大字奈良 1829	0947-44-0019	—